

重 要 事 項 説 明 書

第 1 号通所事業

当施設は介護保険の指定を受けています
(静岡県指定No.2 2 7 2 1 0 0 2 0 3)

社会福祉法人 富士宮福祉会
デイサービスセンター 星の郷
電話番号 0544-23-3460

☆★目 次★★

- 1 事業者の概要
- 2 事業所の職員の概要
- 3 主な職種の勤務体制
- 4 事業所の主な設備の概要
- 5 営業日及び時間
- 6 運営方針
- 7 当事業所が提供するサービスと利用料金
 - (1) 第1号事業支給費対象となるサービス
 - (2) 第1号事業支給費とならないサービス
 - (3) 利用料金のお支払方法
 - (4) 利用の中止、変更
- 8 苦情の受付について
 - (1) 事業所における苦情の窓口
 - (2) 行政機関その他の苦情受付機関
- 9 サービスを利用するにあたって
(サービスの利用方法)
- 10 事故発生時の対応
- 11 緊急時の対応
- 12 非常災害時の対策と対応
- 13 業務継続計画の策定について
- 14 虐待防止に関する事項
- 15 その他

1 事業者の概要

法人名称	社会福祉法人 富士宮福祉会		
法人の所在地	〒418-0003 静岡県富士宮市星山 1058 番	電話番号	0544-23-3302
代表者氏名	理事長 村松かつ子	設立年月日	平成 13 年 1 月 23 日

(事業所の概要)

事業所の種類	第 1 号通所事業 ※当事業所は特別養護老人ホーム星の郷に併設。		
介護保険事業所番号	No.2 2 7 2 1 0 0 2 0 3 (通常規模型、認知症対応型共通)		
事業所の目的	第 1 号通所事業は、介護保険法に従い、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すことを目的として、介護予防サービスを提供します。		
事業所の名称	デイサービスセンター 星の郷		
事業所の所在地	〒418-0035 静岡県富士宮市星山 1058 番	電話番号	0544-23-3460
事業所長(管理者氏名)	土 井 正 孝		
指定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	開設年月日	平成 18 年 4 月 1 日
利用定員	通常規模型 40 名		

2 事業所の職員の概要

当事業所では、利用者に対して第 1 号通所事業サービス及び指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

職 種	員 数	勤務の体制		保有資格・その他
		常勤	非常勤	
管 理 者	1	1		社福施設長資格認定講座終了
生 活 相 談 員	2	2		介護福祉士
看 護 職 員	3	3		看護師 ・ 准看護師
介 護 職 員	13	4	9	介護福祉士・ヘルパー 2 級
機能訓練指導員	3	3		看護師・准看護師 (看護職員と兼務)

3 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
介 護 職 員	勤務時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
看 護 職 員	勤務時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

4 事業所の主な設備の概要

食堂及び機能訓練室	144.90 m ²
浴 室	一般浴槽 ・ 機械浴槽
その他の施設	○静養室 23.86 m ² ○相談室 7.76 m ² ○送迎車 4 台

5 営業日及び時間

営 業 日	月～土曜日 (日曜日定休、12 月 31 日～1 月 3 日休業)
受 付 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで
サービス提供時間	午前 9 時 10 分～午後 4 時 20 分まで

6 運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業者が必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図ることを目的として運営します。

7 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 第1号事業支給費対象となるサービス（契約書第4条参照）

① 基本部分

(単位/月)

	単位数	サービス提供体制強化加算Ⅱ
事業対象者・要支援1	1, 798単位	24単位
事業対象者・要支援2	3, 621単位	48単位

※上記金額については、介護予防サービス・支援計画に従いサービスを受けた月の金額になります。

(サービス利用回数については、介護予防サービス・支援計画にて設定されています。)

※サービス提供体制強化加算とは、7年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていることにより算定されます。

※提供を受けるサービスが介護保険の適用を受けない部分については、全額個人負担となります。

②その他の第1号事業支給対象となる加算

加算サービス	算定要件
介護職員等处遇改善加算 (Ⅱ) イ	所定単位数に10.9%を乗じた単位数で算定し、自己負担料金は、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合に準ずる費用です。

※富士宮市は地域区分が「7級地」であるため、上記表の単位数に10.14円を乗じた金額の介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合が自己負担となります。

<サービスの概要>

利用者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。

- ・食 事・・・食事の準備・介助を行います。(但し、食費は別途いただきます。)
- ・送 迎・・・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

☆利用者がまだ要支援等認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援等の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、介護予防サービス・支援計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(2) 第1号事業支給費対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者の負担となります。

種 類	金 額 等	備 考
食事の提供 (食材料費、調理費含む)	1日あたり760円	利用者に提供する食事にかかる費用です。
おやつの提供 (食材料費、調理費含む)	150円／1回	ご希望により14時半～15時の お茶の時間におやつを提供する事が できます。 (ペースト等の対応も可能です)
レクリエーション、クラブ活動 (趣味娯楽費)	必要に応じて材料代等の実 費をいただきます。	利用者の希望によりレクリエーションやク ラブ活動に参加していただく事が出 来ます。

○送 迎 (通常の事業の実施地域以外の地域に居住する場合の送迎に関する費用は、利用者の負担となります。)

通常の実施地域	富士宮市・富士市	無 料
その他の地域	実施地域を越えてから片道10km未満	無 料
	実施地域を越えてから片道10km以上	片道200円

(3) 利用料金のお支払方法 (契約書第6条参照)

① 請求方法

当事業所に支払う料金の支払方法については、1ヶ月毎の清算となります。毎月10日までに、前月分ご利用いただいたサービス利用料金をご請求いたしますので、25日までにお支払下さい。

② 支払方法 <支払方法は、次の中からお選び下さい>

口座自動 引落し	利用できる金融機関	スルガ銀行 ゆうちょ銀行 富士宮信用金庫
	振 替 手 数 料	無 料
	振 替 日	毎月25日 (金融機関休業日の場合は、翌営業日)

振 込	振込先銀行口座	スルガ銀行 富士宮支店 <普通> No.1988686 社会福祉法人 富士宮福祉会
		富士宮郵便局 No.12350 42000921 社会福祉法人 富士宮福祉会
		富士宮信用金庫 駅南支店<普通>No.0141515 社会福祉法人 富士宮福祉会
	振り込み手数料	利用者負担

現 金	現金でのお支払を希望される方は、星の郷事務所までご持参ください。	
	支払できる日	月～金曜日 9時～17時 <祭日・12/28～1/4を除く>

(4) 利用の中止、変更（契約書第7条）

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、第1号通所事業サービスの中止又は変更、もしくは利用を追加することも可能になります。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者に出して下さい。
- 月のサービス利用日や回数については、利用者の状態変化、介護予防サービス・支援計画に位置付けられた目標の達成等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- 利用者の体調不良や状態の改善等により定めた期日より利用が少なかった場合、又は定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。
- 利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防サービス・支援計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、介護予防サービス・支援計画の変更又は要支援等認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。
- 月ごとの定額制となっているため、月の途中からの利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。
 - (1) 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
 - (2) 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
 - (3) 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- 月途中で要支援度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼動状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日をご利用者に提示して協議します。

8 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 事業所における苦情の窓口

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口または第三者委員で受付いたしております。

○苦情受付相談窓口	小野寺 健
○受付時間	毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
○電話番号	0544-23-3460
○第三者委員	
遠藤 久子	電話番号：0544-26-2478
石川 明弘	電話番号：0544-24-4676

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

富士宮市 高齢介護支援課 富士市 介護保険課	電話番号 0544-22-1141
	電話番号 0545-55-2765
静岡県国民健康保険団体連合会	所在地 静岡市葵区春日町2丁目4-34
	電話番号 054-253-5590
静岡県福祉サービス運営適正化委員会 (県総合社会福祉会館内)	所在地 静岡市葵区駿府町1-70
	電話番号 054-653-0840

9 サービスを利用するにあたって

<サービスの利用方法>

① 利用開始

居宅サービス計画を依頼している居宅介護支援事業者を通じて、利用申込をして下さい。

② サービスの終了

ア. 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに、居宅介護支援事業者を通じご連絡下さい。

イ. 自動終了

次の場合には、サービスは終了となります。

- 利用者が介護保健施設に入所したとき。
- 利用者の要介護度が非該当(自立)と認定されたとき。
- 入院等により1ヶ月以上ご利用がないとき。
- ご利用者が死亡したとき。

ウ. その他

- 当事業者が、正当理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やそのご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- 利用者がサービス利用料金を6ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、利用者が事業者に対してこの契約を継続しがたいほど背信行為を行った場合には、文書で利用者へ通知することによりこのサービスを終了させていただくことがあります。

10 事故発生時の対応

サービス提供中事故が発生した場合、ご家族・市町・関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

11 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかにご家族へ連絡し、主治の医師や歯科医師等への連絡等必要な措置を講じます。利用が難しい場合は、ご家族等で迎えに来ていただく場合があります。

また、緊急性が高いと判断した場合、ご家族・関係機関に連絡の上、施設から救急搬送等の措置を行います。

12 非常災害時の対策と対応

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な整備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

災害時には、安全性を確保する為、急遽サービス提供内容を変更または中止する等対応を協議させて頂く場合があります。

13 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 虐待防止に関する事項

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

15 その他

- ① 都合によりお休みをするときには、なるべく早めにご連絡ください。(0544-23-3460)
当日の朝は午前8時までにお問い合わせください。(午後5時30分～午前8時の間は宿直職員が対応)
- ② ご利用当日の朝は、体調を確認して、発熱等体調の悪いときにはご利用を見合わせてください。
また、看護職員による体温・血圧・脈拍等の健康診断の結果、利用者の身体状況が通常と異なる等の異常が見られた場合は、当日の利用が中止になる場合がございます。
- ③ サービス利用時には、貴重品・食品等をお持ちにならないで下さい。
- ④ あらかじめ食事を取らない事がわかっている方は、事業所までご連絡下さい。(0544-23-3460)
(利用日当日のお申出については、食材費をいただくこととなりますのでご了承ください)
- ⑤ 利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動は行わないようにして下さい。
- ⑥ 利用回数の変更や曜日の変更については、居宅サービス計画を依頼している支援事業者にご相談下さい。
- ⑦ サービス内容等、利用者の事については、当事業所の職員にお気軽にご相談下さい。

令和 年 月 日

<事業者>

第1号通所事業サービスの提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡県富士宮市星山1058番

名称 デイサービスセンター 星の郷

事業者名 社会福祉法人 富士宮福祉会

事業所長(管理者)氏名 土井正孝 印

説明者氏名 鈴木歩惟 印

<利用者>

この説明書により、第1号通所事業サービスに関する重要事項の説明を受けました。

(利用者本人) 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印